

サービス利用料金表（地域密着型通所介護）

要介護の方

利用料金 下記の(1)と(2)の合計額

【A表】要介護度別による利用料金（1割負担の場合）

要介護度	1日あたりの利用料金 (厚生労働省で定める額)	1日あたりの自己負担額 (左記金額の1割)
※3時間以上4時間未満		
要介護 1	4,160円	416円
要介護 2	4,780円	478円
要介護 3	5,400円	540円
要介護 4	6,000円	600円
要介護 5	6,630円	663円
※4時間以上5時間未満		
要介護 1	4,360円	436円
要介護 2	5,010円	501円
要介護 3	5,660円	566円
要介護 4	6,290円	629円
要介護 5	6,950円	695円
※5時間以上6時間未満		
要介護 1	6,570円	657円
要介護 2	7,760円	776円
要介護 3	8,960円	896円
要介護 4	10,130円	1,013円
要介護 5	11,340円	1,134円
※6時間以上7時間未満		
要介護 1	6,780円	678円
要介護 2	8,010円	801円
要介護 3	9,250円	925円
要介護 4	10,490円	1,049円
要介護 5	11,720円	1,172円
※7時間以上8時間未満		
要介護 1	7,530円	753円
要介護 2	8,900円	890円
要介護 3	10,320円	1,032円
要介護 4	11,720円	1,172円
要介護 5	13,120円	1,312円

※利用料金には、送迎料金が含まれます。（利用者負担割合に応じた金額をお支払い頂きます。）

【B表】：その他の利用料金

区 分	利 用 料 金 (厚生労働省で定める額)	自 己 負 担 額
通所介護入浴介助加算	400円/日	40円/日
通所介護個別機能訓練加算Ⅰイ	560円/日	56円/日
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	20円/月
科学的介護推進体制加算	400円/月	40円/月
同一建物による減算	▲940円/日	▲94円/日
通所介護送迎減算	▲470円/片道	▲47円/片道
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定額（利用料金と加算減算料金の合計）の9%	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス費用で、利用料金の金額が契約者の負担となるもの

食事の提供する費用		500円/日
教養娯楽費	(レクリエーションやクラブでの材料費)	実費相当額
複写物の交付		10円/枚
日用品費	(おむつ代 他)	実費相当額
通信費	固定電話→固定電話 市内	10円/3分
	” 市外(松山・西条・新居浜以内)	20円/3分
	” それ以外	30円/3分
	固定電話→携帯電話	40円/1分
館外活動	(ガソリン代・通行料・入園料 他)	実費相当額

注意：利用者が、要介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。その際に「サービス提供証明書」を交付しますので、後日市町村から自己負担分を除く差額の払い戻しを受けて下さい。

要支援の方

利用料金 下記の(1)と(2)の合計額

(1) 介護保険の給付対象となるサービス費用

【A表】要介護度別による利用料金

要 介 護 度		1月あたりの利用料金 (厚生労働省で定める額)	1月あたりの自己負担額 (左記金額の1割)
要 支 援 1	月5回以上	17,980円/月	1,798円/月
	月4回まで	4,360円/回	436円/回
	同一建物で月4回まで	3,420円/回	342円/回
要 支 援 2	月9回以上	36,210円/月	3,621円/月
	月8回まで	4,470円/回	447円/回
	同一建物で月8回まで	3,530円/回	353円/回

※利用料金には、送迎料金が含まれます。

【B表】その他の利用料金

区 分	利 用 料 金 (厚生労働省で定める額)	自 己 負 担 額
同一建物による減算 (月5回以上または9回以上の場合のみ)	要支援1 ▲3,760円/月 要支援2 ▲7,520円/月	376円/月 752円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定額(利用料金と加算減算料金の合計)の9%	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス費用で、利用料金の金額が契約者の負担となるもの

食事の提供する費用		500円/日
教養娯楽費	(レクリエーションやクラブでの材料費)	実費相当額
複写物の交付		10円/枚
日用品費	(おむつ代 他)	実費相当額
通 信 費	固定電話→固定電話 市内	10円/3分
	〃 市外(松山・西条・新居浜以内)	20円/3分
	〃 それ以外	30円/3分
	固定電話→携帯電話	40円/1分
館外活動	(ガソリン代・通行料・入園料 他)	実費相当額

注意：利用者が、要介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。その際に「サービス提供証明書」を交付しますので、後日市町村から自己負担分を除く差額の払い戻しを受けて下さい。